

九条家の相続にみる「処分状」の変遷と衰退

巽 昌子

前稿において、筆者は「処分状」固有の役割に関して考察を行い、「処分状」は被相続人に処分の自由が認められたことを契機として用いられ始めた文書であること、さらに、「処分状」が財産配分の全容を明らかにするものであるのに対し、「譲状」は各相続人の相続分を保証するものであることを明らかにした。しかし、南北朝期から室町時代にかけて、「処分状」はその数を激減させていく。その要因を諸子分割相続から嫡子単独相続への移行に求め、本稿では中世の「家」や相続の在り方の観点から、「処分状」の変遷と衰退について検討を加えた。

まず兼実は、家領・家産の形成と、近衛家と分立した直後の九条家の確立を目指して「処分状」を作成した。続く道家は、自らの子孫から摂政・関白が出る可能性を高め、九条家が摂関家であり続けるために所領を分割し、九条家と一条家とを分立させた。その際、家領を再確認、再構成する意味も込めて「惣処分状」を作成した。加えて兼実と道家の「処分状」には、相続人に対する遺誡が記された。

その後、道家曾孫の忠教による処分の段階では、嫡子単独相続が成立し、「処分状」と「譲状」との相違が、役割・形態双方の点でほぼ消滅し、かつ両者を区別する必要もなくなっていった。つまり九条家では、諸子分割相続の段階では「処分状」と「譲状」とが区別して用いられていたが、嫡子単独相続に移行する中で、「処分状」は「譲状」と同化していった。それとともに、かつて「処分状」に記されていた遺誡は、処分時に限らず、必要に応じて書き残されるようになり、置文と称されるようになった。こうして諸子分割相続の際にみられた、「処分状」と「譲状」との区別がなくなり、嫡子単独相続への転換に伴って、「処分状」の財産譲与を示す役割は「譲状」へ、子孫への遺誡を記す役割は置文へと分化していき、「処分状」は姿を消していくことになったのである。